



《所得控除》（令和6年度適用）

項目	控除額		
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険金等で補てんされた額）－（所得金額×10%） ②災害関連支出額－5万円		
医療費控除	（医療費－保険金等で補てんされた額）－（「10万円」または「所得金額×5%」のいずれか少ない額） ※限度額200万円		
医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）	特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされた金額－12,000円 ※限度額88,000円		
社会保険料控除	前年中に支払った金額		
小規模企業共済等 掛金控除	前年中に支払った金額		
生命保険料控除	新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）にかかる支払保険料の金額 ① 12,000円以下 ② 12,001円～32,000円 ③ 32,001円～56,000円 ④ 56,001円以上	①支払保険料の金額の全額 ②支払保険料の金額×1/2＋6,000円 ③支払保険料の金額×1/4＋14,000円 ④一律28,000円	
	旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）にかかる支払保険料の金額 ① 15,000円以下 ② 15,001円～40,000円 ③ 40,001円～70,000円 ④ 70,001円以上	①支払保険料の金額の全額 ②支払保険料の金額×1/2＋7,500円 ③支払保険料の金額×1/4＋17,500円 ④一律35,000円	
	※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の支払額を各々上の式にあてはめて算出した控除額の合計額が、生命保険料控除額になります。（最高70,000円） ※一般生命保険料と個人年金保険料のそれぞれについて、新契約と旧契約の両方がある場合、(1)新契約のみで申告、(2)旧契約のみで申告、(3)新契約と旧契約の両方で申告のいずれかを選択できます。（ただし、(3)の申告を選択した場合、控除額は最高28,000円となります。） ※介護医療保険料については、(1)新契約のみで申告となります。		
地震保険料控除 （旧長期損害保険）	①地震保険料	支払った保険料の金額の1/2（限度額25,000円）	
	②旧長期損害保険料 （平成18年12月31日までに契約したもの）	支払った保険料が 5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
		5,000円を超え 15,000円以下の場合	（支払った保険料の金額の合計額） ×1/2＋2,500円
		15,000円を超える場合	10,000円
③①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方	①と②の合計額（限度額25,000円）		
障害者控除	26万円（特別障害者は30万円（同居の同一生計配偶者または扶養親族の場合は53万円））		
寡婦控除	26万円	・合計所得金額が500万円以下であること ・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外	
ひとり親控除	30万円	次のいずれかに該当する女性 ・夫と死別し再婚していない人や夫が生死不明などの人 ・夫と離婚し再婚していない人で子以外の扶養親族（総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない）を有する人	
ひとり親控除	30万円	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で、他の者の扶養親族でない）を有する人	
勤労学生控除	26万円		
配偶者控除	〔最高限度額〕33万円（配偶者が70歳以上の場合38万円）	合計所得金額1,000万円以下の人が該当します。P9を参照してください。	
配偶者特別控除	〔最高限度額〕33万円（配偶者の所得金額によって控除額が調整されます。）		
扶養控除	扶養親族（16歳以上）1人につき33万円（19歳以上23歳未満の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円、同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円）		
基礎控除	43万円	前年の合計所得金額が2,400万円以下である場合	
	29万円	前年の合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下である場合	
	15万円	前年の合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下である場合	
	0円	前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合	

《税額控除》

税額控除には、寄附金税額控除<sup>\*</sup>、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除、住宅ローン控除<sup>\*</sup>、および調整控除があります。

<sup>\*</sup> 寄附金税額控除、住宅ローン控除については、P10を参照してください。

## ～令和 6 年度個人住民税の税額計算事例～

〔本人、妻、子 2 人（中学生 13 歳、高校生 17 歳）の場合〕

【給与収入】 4,639,416 円

【給与所得】 3,268,800 円（給与所得控除後の金額）

【所得控除】

社会保険料控除 基礎控除 配偶者控除 一般扶養控除 【所得控除】  
 463,941 円 + 430,000 円 + 330,000 円 + 330,000 円 = 1,553,941 円

【課税所得】

【給与所得】 【所得控除計】 【課税所得】 …千円未満切り捨て  
 3,268,800 円 - 1,553,941 円 = 1,714,859 円 ≒ 1,714,000 円

### 令和 6 年度個人住民税

【課税所得】 【税率】

【調整控除（\*参照）前の税額】 1,714,000 円 × 10% = 171,400 円 ①

\*調整控除は、個人住民税と所得税では配偶者控除等の人的控除額に差がありますので、この差額により、両税を合わせた負担に変動が生じないように調整するものです。  
 課税所得金額によって計算方法が異なりますので、詳しくは、お住まいの市町にお問合せください。

【調整控除額】 【所得控除】のうち、基礎控除から一般扶養控除までの個人住民税と所得税の差の合計額

基礎控除 配偶者控除 一般扶養控除  
 50,000 円 + 50,000 円 + 50,000 円 = 150,000 円  
 上記の合計額 × 5%  
 150,000 円 × 5% = 7,500 円 ②

【定額減税額】 10,000 円 × 4人（本人、控除対象配偶者、扶養親族 2人） = 40,000 円 ③

【税額】 (① - ② - ③) + 均等割額

【調整控除前の税額】 【調整控除額】 【定額減税額】 均等割額  
 171,400 円 - 7,500 円 - 40,000 円 + 4,000 円 = **127,900 円**

※社会保険料控除は、社会保険料として支払った保険料全額です。

※所得控除、調整控除や定額減税額は、扶養の有無、人数等により異なります。

## 個人住民税に関するお知らせ

### 配偶者控除・配偶者特別控除について

生計を一にする配偶者の合計所得金額が、下表に当てはまる場合は、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けることができます。

ただし、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

#### 配偶者控除

配偶者の合計所得金額 48万円以下	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人	38万円	26万円	13万円

※老人とは、前年12月末日時点で70歳以上の方をいいます。

#### 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超		0円	

## 個人住民税の住宅ローン控除について

所得税の住宅ローン控除を受ける方で、所得税から控除しきれない控除額がある場合は、翌年度の個人住民税（所得割）から控除できます。

入居年	住宅要件	控除期間	面積要件	控除額
令和4年1月～令和7年12月	新築住宅等	13年	50㎡以上 (ただし、所得1,000万円以下かつ令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の場合は40㎡から適用)	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
	新築住宅等のうち認定住宅等（※）以外の住宅で令和6・7年に入居した場合	10年		
	既存住宅等	10年		

※ 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指します。

## 寄附金控除について

### ①『ふるさと納税』に係る寄附金

ふるさとなどの地方公共団体へ適用下限額（2,000円）を超える金額の寄附をした場合には、確定申告等を行うことにより、個人住民税額（所得割）の2割を限度に税額控除が受けられます。

#### 【地方公共団体に対する寄附金の税額控除額の計算方法】

①と②の合計額が税額控除されます。

①【基本分】（地方公共団体に対する寄附金 - 2,000円）× 10%

②【特例分】（地方公共団体に対する寄附金 - 2,000円）× (44.055%～84.895%)

②の控除額は個人住民税額（所得割）の2割が上限です。

②の特例分の対象となるのは、令和元年6月1日以降、特例控除の対象となる団体として指定された地方団体への寄附金に限られます。

寄附者に適用される所得税率等によって異なります。

### ②福井県共同募金会および日本赤十字社福井県支部に対する寄附金

{(寄附金 - 2,000円) × 10%} により算出された額が控除されます。

### ③県・市町が条例で指定した社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金

{(寄附金 - 2,000円) × 10% <sup>※1</sup>} により算出された額が控除されます。

※ 1 県指定の寄附金は4%、市町指定の寄附金は6%、県と市町どちらからも指定されている場合は10%を乗じます。

①～③の寄附金控除は、寄附金の年間合計額のうち総所得金額等の30%以下の額までを対象として適用します。

『ふるさと納税』については、P35も参照してください。東日本大震災に係る寄附金・義援金についても『ふるさと納税』と同じ控除を受けられる場合があります。